

中土木事務所ビル職員研修室における

自動販売機設置に係る

名古屋市有地及び建物の一時貸付

一般競争入札(郵送入札)

入 札 案 内 書

(令和7年4月1日以降設置分)

名 古 屋 市

目次



◇ 入札のあらまし	1
◇ 入札説明書	2
第1 貸付物件	2
第2 参加者の資格	2
第3 自動販売機の設置条件	5
第4 申込・受付	6
第5 入札保証金	7
第6 入札方法等	7
第7 入札金額	8
第8 入札書	8
第9 開札	9
第10 契約の締結	9
第11 契約保証金等	10
第12 販売実績の報告	10
第13 問い合わせ先について	10
◇ 共通仕様書	11～13
◇ 物件別特記仕様書	14～17
◇ 契約書（ひな形）	18～26
◇ 封筒記載例（入札参加申込書の郵送）	27
◇ 入札参加申込書（申込書・記載例）	28～31
◇ 法人役員に関する調書（調書・記載例）	32～33
◇ 封筒記載例（入札書の郵送）	34～36
◇ 入札書（入札書・記載例）	37～38
◇ 委任状（委任状・記載例）	39～40
◇ 貸付決定通知書（ひな形）	41
◇ 販売実績報告書（報告書・記載例）	42～43

入札のあらまし

自動販売機に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市の施設及び土地を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

入札案内書の配布 （この案内書）	令和 7 年 1 月 31 日（金）～令和 7 年 2 月 14 日（金） 名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。
---------------------	--



申込・受付	申込期間：令和 7 年 1 月 31 日（金）～令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時（必着） 申込先：名古屋市役所総務局職員部人事課 ※持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便）による
-------	---



参加資格の 審査結果通知	申込受付後、参加資格の有無について審査をし、令和 7 年 3 月上旬までに 審査結果を発送します。
-----------------	--



入札書の提出	提出期間：入札参加書到達～令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5 時（必着） 提出先：名古屋市役所総務局職員部人事課 ※郵送（書留又は簡易書留郵便）による
--------	--



開札及び 落札者の決定	開札日：令和 7 年 3 月 13 日（木）午前 10 時 開札場所：西庁舎 12 階 市長部局入札室 ※開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札を した者を落札者としてします。
----------------	--



契約締結	契約締結期限：令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 5 時 貸付期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火） ※ただし、令和 8 年 4 月 1 日から 4 年を限度に 1 年を単位として更新できます。
------	--



契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市公有財産規則第 3 条の 3 の規程により、契約保証金を免除することがあります。
-------------------	---



自動販売機の設置	原則として、設置工事等は、契約期間内に行ってください。令和 7 年 4 月 1 日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------	---

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 貸付物件

- 1 貸付物件は、物件別特記仕様書（14～17ページ）のとおりです。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自身で現地確認を行ってください。

第 2 参加者の資格

- 1 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
 - (6) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察と協議の上、合意書を締結しており、自動販売機設置に伴う市有地等の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名の情報を提出していただきます（詳しくは「第4申込・受付」を参照してください）。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第68号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、令和8年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できます(最大令和12年3月31日まで)。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに総務局職員部人事課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。物件別特記仕様書(14～17ページ)及び契約書(ひな形)(18～26ページ)に記載された算出方法及び納入方法に従い、名古屋市が指定する期限までに全額納入してください。

5 設置機器の仕様

設置機器については、共通仕様書(清涼飲料水)(11～13ページ)、物件別特記仕様書(14～17ページ)に記載しておりますのでこちらも満たすようにしてください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 契約書(ひな形)(18～26ページ)、共通仕様書(清涼飲料水)(11～13ページ)及び物件別特記仕様書(14～17ページ)記載の事項を遵守すること。

7 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和7年1月31日(金)～令和7年2月14日(金) 午後5時(必着) ※持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便)により提出してください。
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所総務局職員部人事課 あて ※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) <個人法人いずれも> 入札参加申込書 1通 入札案内書の28・29ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。<u>入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。</u> (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 入札案内書の32ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績のわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。) ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 <u>※(4)の提出がない場合は、後述の入札保証金の納付が必要となります。</u> (5) <個人法人いずれも> 返信用封筒(長3号(12cm×23.5cm)) 表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼ってください。
注意事項	(1) 書類の提出方法は持参又は郵送(書留又は簡易書留)に限ります。電話、ファックス、E-mailによる申請はできません。 (2) 上記必要書類については、過去の自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札において、同じ書類を提出したかどうかにかかわらずすべて提出してください。 (3) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込は無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 役員の交代又は社名変更などを予定している法人の方は、事前にご相談ください。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

参加資格の 審査結果 通知	(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ、令和7年3月上旬迄に次の書類を郵送します。 なお本市から内容の確認を行う場合があります。 ①入札参加書 ②入札保証金納付書（入札保証金の納付が必要な方のみ） (2) 「入札参加書」は開札会場へ入場する際に必要になりますので、必ず保管してください。
---------------------	--

第 5 入札保証金

入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。

入札保証金は、2,700円です。お送りする入札保証金納付書に印字された金額を、入札前に納付してください。納付後、入札保証金保管証書をお渡しします。

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機（入札物件と同種のもの）を設置した実績がわかる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

第 6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	入札参加書到達～令和7年3月12日(水) 午後5時(必着) ※上記期間後に到達した入札は無効となります。 ※入札書の到達確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所総務局職員部人事課 あて ※封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 入札書 ア 入札案内書の37ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。記載方法は「第8 入札書」をご参照ください。入札金額を記入した入札書のみ郵送してください。 イ 入札書に必要な事項を記入し、中封筒に入れ封印してください。 ウ 中封筒に、入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。 (2) 委任状（入札書記載の入札者が、入札参加申込書記載の入札申込者と異なる場合等） ※入札案内書の39ページに書式があります。 (3) 入札保証金保管証書のコピー（入札保証金の納付が必要な方のみ） 入札書を入れ封印した中封筒と保証金納付済通知書のコピー（入札保証金を納付した場合）を外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」

	と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)ウにある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。
注意事項	談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第 7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を記入してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。最低貸付価格（月額）は、900円です。

第 8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の37ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金を納付する場合で、納めた入札保証金が予め定めた額に満たない入札
 - (5) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 必要事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 複数の金額を記入する等、一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (10) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む）
 - (11) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (12) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
 - (13) 到達期間及び送付先に到達しなかった入札
 - (14) 二重封筒により郵送されなかった入札

- (15) 中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日の記載がない入札
- (16) 到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
- (17) その他入札の条件に違反した入札

第 9 開札

開札日時	令和7年3月13日(木) 午前10時 開始
開札会場	西庁舎12階 市長部局入札室
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 開札の結果、入札者のうち、最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申込みをすることができません。 (6) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合、又はくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第 10 契約の締結

- 1 落札者には、総務局職員部人事課から貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 **契約締結期限は令和7年3月25日(火)です。**それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第 1 1 契約保証金等

- 1 貸付契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額（入札金額）の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗の金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。
- 6 貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 1 2 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「**販売実績報告書**」（42ページ）により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第 1 3 問い合わせ先について

名古屋市役所総務局職員部人事課

TEL：052-972-2125 Eメール：a2125-01@somu.city.nagoya.lg.jp

受付期間：令和7年1月31日（金）～令和7年2月14日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日、祝休日を除く。）

質問書（任意様式）に質問事項を記載し、電子メールにより送付してください。

※問い合わせ件数等、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (8) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持

管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

- (4) 本仕様書に関しては、別添の「妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」の適用があるものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の受注を受けた者(以下「受注者」という)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市長職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特徴について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

物件別特記仕様書（物件番号 総務-1）

施設名称：中土木事務所ビル職員研修室

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

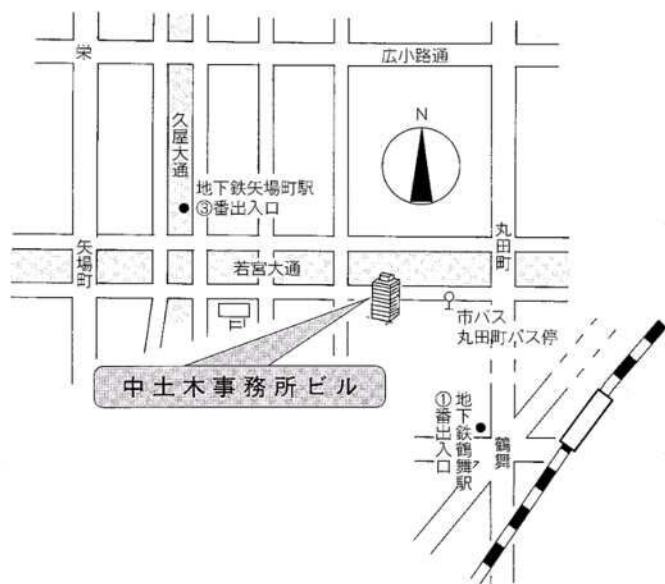
物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
総務-1	清涼 飲料水	中区 千代田 一丁目 5番8号	中土木事務所ビル 職員研修室 9階フロア内	1台	6.00㎡ (幅4m×奥行1.5m)

* 詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照ください。

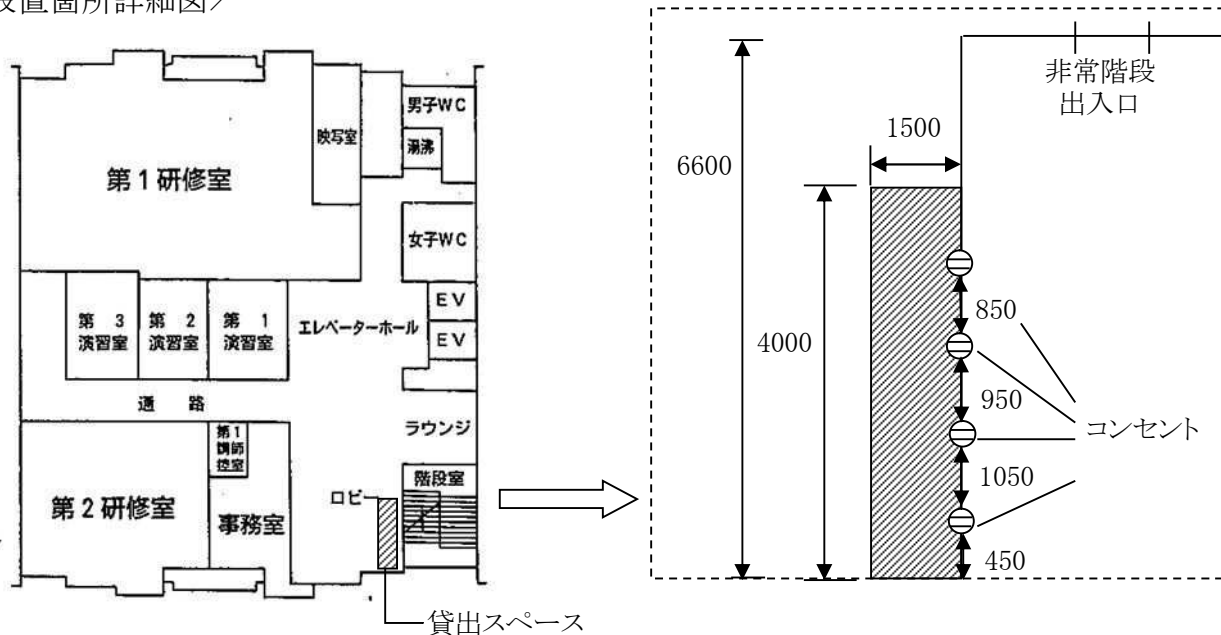
2. 契約担当課及び施設担当課＊

総務局 職員部 人事課 電話052-972-2125

〈現地案内図〉



＜設置箇所詳細図＞



3. 自動販売機設置台数

1 台 ※既存の自動販売機からの交代設置

4. 特記仕様

(1) 設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、市が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、市に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既存の自動販売機の切り替えであり、従前の借受人が施工した電気設備があるため、これを利用することができるが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき賃借人の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、市が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、市に対し有益費等の請求はできない。また、従前の電気設備の不備等があってもその補修や費用負担を賃借人に求めることはできない。

施工内容

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること。

イ 既設電灯分電盤より電源を取り、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単相 100V15A アース付）、電力量計（JIS 規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。

ウ 配線にはすべて EM 電線、EM ケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被服すること。

カ 屋外配線は、金属製の電線管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管

- を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
- キ ブレーカー、コンセント、電力量計には防雨対策を講じて設置すること。
- ク 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- ケ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
- コ 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。
- サ 廃材等は、全て受注者の責任において処分するものとする。
- シ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
- ス その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は賃貸人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。
- (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議の上、令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることができない。
- (3) 当該施設の利用繁忙期の商品補充については、別途賃貸人と協議すること。
- (4) 電子マネーによる決済が可能な自動販売機を設置すること。ただし、電子マネー「mana」に対応することについては必須とする。なお、電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等はすべて賃借人の負担とする。
- (5) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、開庁時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

- (1) 当該施設は職員研修室であるため、常駐している職員はいない。
- (2) 当該施設は、時期により利用頻度が増減するため、利用者数にバラつきが生じる。
4月…708人、5月…1,434人、6月…2,641人、7月…1,663人、
8月…1,203人、9月…840人、10月…1,608人、11月…1,779人、
12月…1,263人、1月…477人、2月…501人、3月…245人（令和5年度実績）
- (3) 研修室収容人数
9階：第1研修室…80人、第2研修室…64人、第1演習室…12人、
第2演習室…12人、第3演習室…12人
8階：第3研修室…64人、第4研修室…24人、第4演習室…12人、
第5演習室…12人

(4) 令和5年度及び過去3年間の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額（月額・円）
令和5年度	64,570
令和4年度	64,570
令和3年度	64,570
令和2年度	64,570

(5) 令和5年度及び過去3年間の自動販売機の販売実績

年月	販売数量（本・杯・個・枚）	販売金額（税込・円）
令和5年度	6,016	882,840
令和4年度	7,162	992,170
令和3年度	7,901	1,060,130
令和2年度	5,783	781,300

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 9時～17時に事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

公有財産一時使用契約書（ひな形）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数

（指定用途）

- 第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別仕様書の内容を遵守しなければならない。

（一時使用期間及び更新）

- 第4条 一時使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

- 第5条 貸付料は、総額金_____円（月額金_____円）とする。
- 2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。

- 3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(届出事項)

第9条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

(1)賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2)賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3)一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（かし担保）

第10条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（指定期日）

第11条 賃借人は、一時使用物件を、令和7年4月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第13条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。

3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第14条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

（違約金）

第15条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

(1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指

定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の

30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

(2) 第11条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

(3) 第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）

(4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。

(2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。

(3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。

(4) 賃借人が、第11条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。

(5) 賃借人が、第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(6) 賃借人が、第13条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。

(7) 賃借人が、第13条第3項の定めに違反したとき。

(8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第17条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第18条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第19条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第20条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

（損害賠償）

第21条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第22条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

（契約の費用）

第23条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

（疑義の決定）

第24条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第25条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

第26条 賃借人は、契約に定めるもののほか、別紙の「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び「暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項」を順守しなければならない。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃借人



談合その他の不正行為に係る特約条項

（談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権）

第1条 名古屋市は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項

(発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

記載例（入札参加申込書の郵送）

（表面）

切 手	4	6	0	—	8	5	0	8
入 札 参 加 申 込 書 在 中	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号				名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号				名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
<u>必ず朱書きしてください。</u>								

入 札 参 加 申 込 書

誓 約 事 項

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
総務-1	清涼飲料水	中土木事務所ビル	職員研修室 9 階フロア内

2 入札参加書送付先

住所 _____

氏名 _____ ☎

上記以外の ☎ _____

備 考

- ① この申込書は、令和7年1月31日（金）から令和7年2月14日（金）午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市総務局職員部人事課まで郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

（別紙）

入 札 参 加 申 込 書

誓 約 事 項

令和 7 年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所 △△市××区☆丁目□□番▲▲号

(フリガナ) ナ ゴ ヤ カブシキカイシャ
氏 名 名古屋株式会社ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
総務-1	清涼飲料水	中土木事務所ビル	職員研修室 9 階フロア内

2 入札参加書送付先

住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 △△市××区☆丁目□□番▲▲号

氏名 名古屋株式会社 営業課 名古屋 次郎 ☎ 000-123-4567

上記以外の☎ 090-1234-5678

備 考

- ① この申込書は、令和7年1月31日（金）から令和7年2月14日（金）午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市総務局職員部人事課まで郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

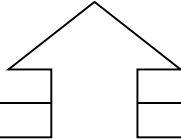
（別紙）

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	△△市××区☆丁目□□番▲▲号			
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・S・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(アイチ タロウ) 愛知 太郎	T・S・H・R 1・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・S・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番2号
	()	T・S・H・R ・ ・		 代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

(表面)

切手

4

6

0

—

8

5

0

8

入札書在中

名古屋市総務局職員部人事課 行

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

必ず朱書きしてください。

(表面)

(入札者名) 名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎

(所在地) △△市××区☆丁目□□番▲▲号

(入札件名) 中土木事務所ビル職員研修室における自動販売

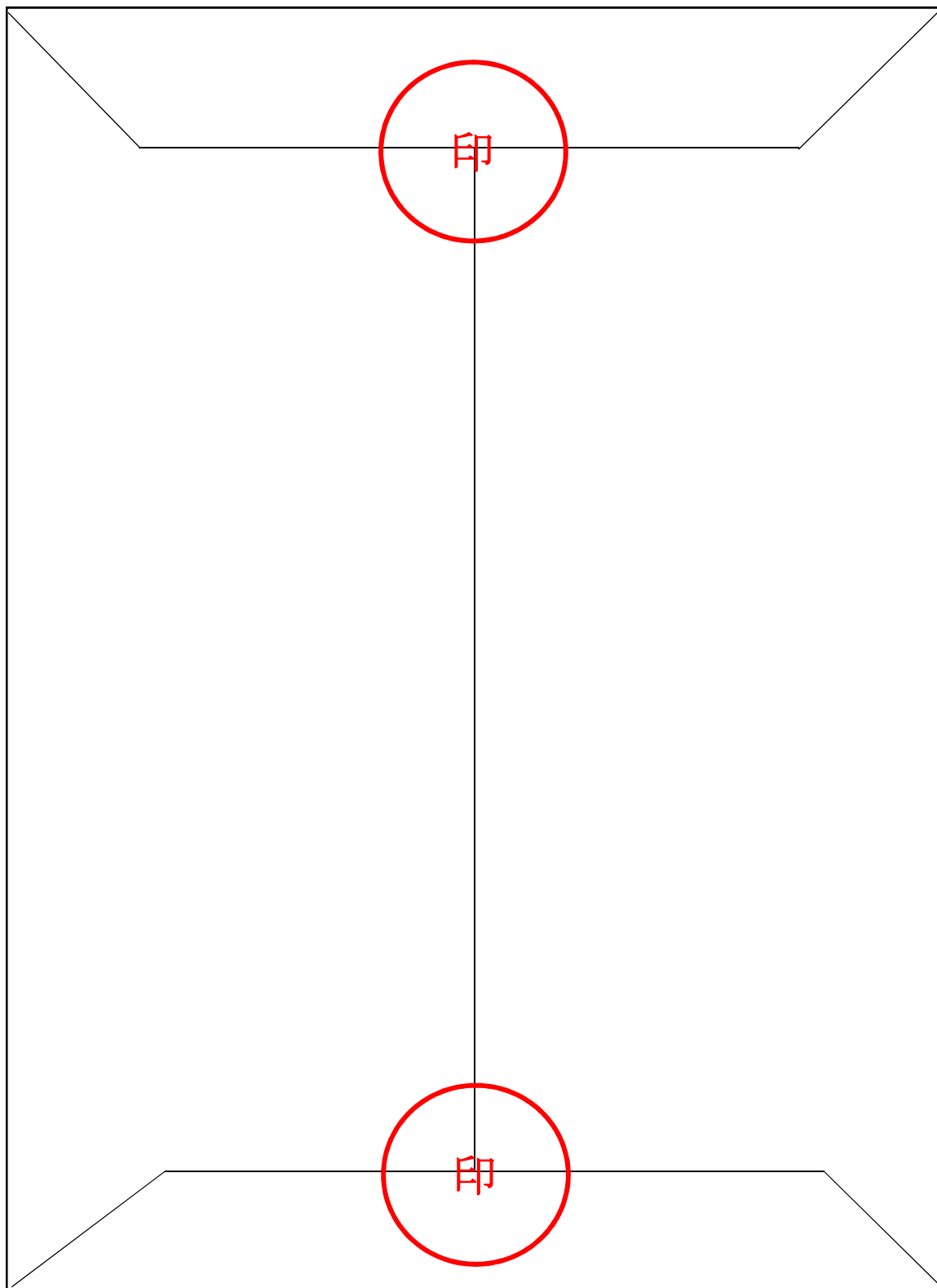
機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

(物件番号) 総務―1

(開札日) 令和七年三月一三日 開札

※横書きによる記入でも構いません。

(裏面)



※のり付けし、封印してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市

代 表 者 名 古 屋 市 長 広 沢 一 郎 様

(入札者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

中土木事務所ビル職員研修室における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

通し 番号	物件 番号	施設名称				設置場所			
1	総務-1	中土木事務所ビル				職員研修室 9階フロア内			
金額（貸付月額）		千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入 札 書

令和○年○月○日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎 様

(入札者)

住 所 △△市××区☆丁目□□番▲▲号

(フリガナ) ナ ゴ ヤ カブシキカイシャ
氏 名 名古屋株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

中土木事務所ビル職員研修室における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

通し 番号	物件 番号	施設名称				設置場所			
1	総務-1	中土木事務所ビル				職員研修室 9階フロア内			
金額（貸付月額）		千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	1	0	0	0	0

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和7年1月31日公告の中土木事務所ビル職員研修室における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	総務—1
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

委任状保管	取扱 責任者	
-------	-----------	--

委任状

私は都合により△△市××区☆丁目□□番▲▲号 取締役 愛知 太郎を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

代理人は、下記受任者と同じとなります。

令和7年1月31日公告の中土木事務所ビル職員研修室における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入・押印、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	総務—1
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和○年○月○日

委任者 (所在地) △△市××区☆丁目□□番▲▲号
 (商号又は名称) 名古屋株式会社
 (代表者 役職・氏名) 代表取締役 名古屋 一郎

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) △△市××区☆丁目□□番▲▲号
 (氏 名) 取締役 愛知 太郎

(あて先) 名古屋市 長

委任状保管	取扱責任者	
-------	-------	--

(様式 7)

貸 付 決 定 通 知 書(ひな形)

〇〇第 号

年 月 日

住所

氏名

名古屋市長 広沢 一郎 印

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、入札の結果、下記の公有財産についてあなたを落札者と認め、あなたに同物件の貸付けを行うことに決定しましたので、通知します。

記

1 物件の所在

物件番号	
施設名称	
設置場所	
設置台数	台

2 貸付価格

月 額
¥ ★

3 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日 (火) から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで
ただし、令和 8 年 4 月 1 日 (水) から 4 年を限度に 1 年単位で更新可

4 契約締結期限

令和 7 年 3 月 25 日 (火)

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

令和 年度

契 約 者	会 社 名									
	役職・氏名									
	連 絡 先		担 当 者							
			電 話 番 号							
物 件 番 号	総務-1		施 設 名 称		中土木事務所ビル					
種 類	清涼飲料水		設 置 場 所		職員研修室 9階フロア内					
契 約 日	年 月 日				設置台数	1台				
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日									
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考			
4月		円		10月		円				
5月		円		11月		円				
6月		円		12月		円				
7月		円		1月		円				
8月		円		2月		円				
9月		円		3月		円				
上半期 計		円		下半期 計		円				
年度 合計		円		(特記仕様等) 電子マネー（マナカ）対応						

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市総務局職員部人事課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2126 F A X：052-972-4115

E-mail：a2129-01@somu.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。

販売実績報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先)
名古屋市 市長

令和〇年度

契 約 者	会 社 名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎					
	連 絡 先	担 当 者	名古屋 次郎				
		電 話 番 号	000-123-4567				
物 件 番 号	総務-1	施 設 名 称	中土木事務所ビル				
種 類	清涼飲料水	設 置 場 所	職員研修室 9階フロア内				
契 約 日	令和〇年〇月〇日					設置台数	1台
契 約 期 間	令和〇月〇日 ~ 令和〇月〇日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月	〇〇本	△△円		10月		円	
5月	〇〇本	△△円		11月		円	
6月	〇〇本	△△円		12月		円	
7月	〇〇本	△△円		1月		円	
8月	〇〇本	△△円		2月		円	
9月	〇〇本	△△円		3月		円	
上半期 計	××本	□□円		下半期 計		円	
年度 合計				(特記仕様等) 電子マネー (マナカ) 対応			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市総務局職員部人事課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2126 F A X：052-972-4115

E-mail：a2129-01@somu.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。